

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成19年11月26日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
グルメシティヒカリ屋瀬田店
大津市一里山一丁目3番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社グルメシティ近畿 大阪府吹田市江坂町一丁目18番10号
代表取締役 高月 春美
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 開店時刻
午前10時（年間40日は午前9時）
 - (イ) 閉店時刻
午後9時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時45分から午後9時30分まで（年間40日は午前8時45分から午後9時30分まで）
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 開店時刻
午前9時
 - (イ) 閉店時刻
午後9時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午後9時30分まで
- 4 変更年月日
平成20年1月1日
- 5 変更の理由
お客様の利便性のため
- 6 届出年月日
平成19年11月2日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成19年11月26日から平成20年3月26日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成20年3月26日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520 8577 大津市京町四丁目1 1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成19年11月26日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
グルメシティヒカリ屋瀬田店
大津市一里山一丁目3番1号
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
大規模小売店舗の名称
グルメシティ近畿瀬田店
 - (2) 変更後
大規模小売店舗の名称
グルメシティヒカリ屋瀬田店
- 3 変更年月日
平成19年4月28日
- 4 変更の理由
店舗の名称を変更したため
- 5 届出年月日
平成19年11月2日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成19年11月26日から平成20年3月26日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成20年3月26日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1